

コメント

九州大学名誉教授 有馬 学
広島大学 曾田三郎

有馬 学

有馬です。ここでコメントをするのは場違いな感じがぬぐえないんですけど、布川さんと話をしているうちに、いつの間にか私もコメントをするということになってしまいました。よっぽど考えたんですけども、ただ曾田先生のご本は、非常に刺激的で且つ拝見して勉強になったので、私自身は小林さんみたいにきちんと資料に基づいて議論するというアプローチをする能力を持ち合わせていませんが、少し発言したいと思います。

一つは、ちょっと余計なことといいますが、今回のご本と直接関係はないんですけども、以前から私は広島中国近代史研究会のある歴史的な積み重ねといいますが、存在感というようなものに、敬意を払っているというと偉そうですけども、すごいなあというふうに見ておりました。近代日本を研究する人間というのは、私は中国語全然できませんけど、自分で資料が読めなくても、やはり時々横目でちらちらと中国近代史研究会というのは見ておくべきではないかというふうに思っています。そういう感覚で広島中国近代史研究会の方々のお仕事を拝見していて、横目で見るのも大変だった。ですから今日ここでしゃべるのは、我ながらいい度胸だと思わなくもないんですが。

ただそうは言っても近代日本の研究をやってる人間は、こういうものに接したら何か反応しなきゃいけないと思うんですね。いかにつたないものであろうと、やっぱり何か反応すべきである、自分ができる範囲で応答すべきであるというふうに思いまして、今日しゃべらせていただいているわけです。

さっき申し上げたように、このご本で取り上げられた問題について、具体的な資料に基づいて反応するというのはちょっと能力を超えておりますので、このお仕事から我々が近代日本というものについてイメージを形成する上で、どういうふうなインパクトを受けたか、あるいは受けることが可能であるかというふうなことについて、ちょっとしゃべらせていただいて、責めをふさごうというふうに思いました。

それで、曾田先生のご本を拝見して、やっぱりここを中心に考えればいいのかというふうに思ったところがありました。みなさんのコメントのレジメを拝見してまして、僕でもしゃべってもいいのかと思えたのは、自分が考えたことと、やっぱりちょっとずつ重なる所があるんですね。

その一つなんですけれども、水羽さんのレジメにもありましたように、実効性のある行政組織がいかに作りうるか、作られるべきかを中心に書かれたご本であるところは、まさに納得できることでした。我々が近代日本を考える上で、忘れるべからざる隣人である中国というものを、中国近代史の専門家ではない私みたいな人間が見るときに、何か軸にして覗いていかなければいけないんですけども、それが多少理解できたという感じがあります。そのことを別の方から言いますと、これはもう少し広い、比較史と言いますか、政治システムに関する比較分析的なもの、ここ

から出発して構想できるのかもしれないという感じを得ました。

ちょっと乱暴な話になって申し訳ないんですけども、アジアの政治というのを考えてみますと、例えば、フィリピンという国の現在の政治を、テレビのニュースレベルの知識ですけども、眺めてみると、非常に無原則に見えるわけですね。つまりクーデターを起こそうとした人間が国会議員になったり、なんでこういうことが起こるんだろうかと思議に思ったりします。フィリピンに詳しい文化人類学者にそのことを言いましたら、彼はようするにフィリピンという国のシステムの特徴は、官僚制無き議会制だと、基本的にアメリカが官僚制をきちんと作らない、それを担う人材を養成しないで議会制を、あるいは民主主義を与えてしまった。官僚制無き民主主義でやっているとそういう無原則なことが起こるんだというふうに言われて、なるほどと思ったことがあります。例えばそういう事を念頭に、近代日本のやり方、あるいは近代中国のやり方を考えていくと、もう少しアジアの近代政治というものに対する、比較制度的なフレームが得られるんじゃないのかなということを感じたわけです。まあ申し上げるのはそういうふうなレベルの話なんで、ちょっと我慢して聞いていただきたいと思います。

それで最初に、質問とコメントをまぜたような発言になるんですけども、これは金子さんのご発言と少し重なると思います。一番最後のところで始動期ということについて、それに続く時期はどうであるのかという主旨のご発言がありました。私の疑問もややそれと似ていると思います。立憲国家中国への始動、ここでは始動への始動というふうに書かれているわけだけでも、始動しているモノがどこへ向かってるかが、明確に歴史的に言えるんだろうか、最後はこうなりますよというものが、ある程度輪郭がはつきりしたものとして想定されて、それへの始動というふうにいえるんだろうか。ちょっとそこが私は拝見してて分からない部分があったんです。だから何に向けての始動なのか、あるいは逆に何に向けての始動であるという議論はやらない方がいいのか、その辺のことについて、少しご意見を伺いたいと思います。

近代中国のスタートの地点において何を問題にすべきかというのは、この本の中で非常にクリアに出てるわけですけども、それがどこへ行く前提でスタートを見るのか、性格づけるのかということですね。その問題は、ちょっと飛躍しすぎかもしれないんですけど、結局の所中国とは何かという問い、近代中国というのとは何かという問いにつながっていくんじゃないか。中国とは何かと言う問いは、色んな段階で色んな形で発せられている訳ですけど、たとえば1920年代の国際政治の中で、列強の外交団から発せられるWhat is China?というのは多分に侮蔑的と言いますか、そんなものがあるのかという含意の問いなわけですが、例えばその時に、一応列強が外交主体として相手にしている北京政府というものがあるわけですね。そうすると、それが中国だというふうに言っているのかというと、どうもちょっと違うような気がする。逆に言うと曾田先生がスタートラインで分析された枠組は、いわゆる北京政府なるものの性格付けにどのように関係するんだろうか。曾田先生の分析から、北京政府と言うのはこういうふうに位置づけられたいんだという議論が、どういうふうに出てくるんだろうかということが、伺いたいことの一つであります。

そのことを日本近代史研究の側でもう1回ひきとって考えると、1920年代の国際政治というものは、あるいは第一次世界大戦後のそれでもいいんですけども、いわゆる大正デモクラシーの一つ

の対外的な条件としてとらえられているわけですね。これは少し古い議論かもしれませんが、たとえば佐藤誠三郎先生は、ワシントン体制が成立した条件として二つ国際政治的要素をあげています。一つはソ連が積極的に東アジア外交をやる余裕がまだなかった、もう一つは中国ナショナリズムがそれを政治的に表現できる統一的政治主体を持っていなかった。逆にその両方が活発化してくる1920年代後半というのがまさにいわゆる協調体制がゆらいでいく時代になるんだと、そういう説明の仕方をしてきた。

これは細かい議論は色々あると思うんですけど、根本的には否定されてないんじゃないかと思うんです。しかしながら我々はその時に、そこで言ってる中国ナショナリズムというのはなんだという議論をちゃんとしてこなかったんじゃないかと思うんです。軸が少しずれちゃうんですけども、曾田先生の今回のご本を拝見していると、そんなにシンプルに、一種類のナショナリズムというふうにまとめあげて議論することが、はたしてよろしいのかという疑問を改めて感じました。つまり当時の日本が対していたのは、どういう中国のナショナリズムであるのか、それがどういう段階の中国の国内的な政治システムのあり方と関係して出てきているものなのかということ、きちんと見ながら議論していかなきゃいけないんじゃないかと思った次第であります。

それとの関連で、私に関心を持っていることをちょっと申し上げます。このご本の中では中国立憲制に積極的にかかわった人物として、たとえば有賀長雄の存在が重要視されています。これももしかしたら私のイメージが古すぎるのかもしれませんが、従来の大正期の日本における政治史とか思想史を考えると、当時の日本人の対中国認識については、たとえば松尾尊兌さんの、吉野作造における中国朝鮮論みたいな、そういうフレームがかなりの程度支配的であったように思います。その場合の問題はなんであるのかということ、その人間がどの程度に進歩的であったかということをはかるために中国観を見る、もっと言えば、日本知識人の良心の問題なんですね、中国の民主化に言及するというのは、それはちょっと歴史分析としてはまずいだろうというふうに思うので、今回の曾田先生のお仕事は、改めて非常に大きなインパクトを我々に与えてくれるんじゃないのかなと思いました。

そのことに関連して申し上げますと、さっき私自身がナショナリズムという非常に乱暴な言葉で語ったんですけども、1920年代から1930年代の日本人というのは、そんなに中国における国民化といいますか、国民形成の問題について無自覚ではなかった。ただしこれをそういう意味での中国の民主化に対する親和性として議論していくと、なかなか出てこないんですけども、そうではない形で見なければどうなるか。たとえば私が今念頭においてるのは嵯山正道の場合ですけど、嵯山政道は日本の論壇で満州問題について一番早く発言した人です。日本の総合雑誌を1920年代末から1930年までずっと見てみると、満州事変が起こるまで満州問題に関する議論はほとんどないんですね。例外的に1929年に嵯山が『中央公論』で「満州問題の中核」という文章を書いているんですね。この中で嵯山政道が言っていることは、日本人は日露戦争以後、満州開発にお金をつぎ込んでいる、知恵もつぎこんでいる、満州開発に成果があったんだというけれども、そのような議論は国民意識に目覚めた中国を納得させられるようなものじゃないと意味がないんだという主張をしています。この議論は、当時の日本人も、国民党の中国がいわば新たな形での国民形成をし

ていっているということについては、かなりの程度意識していたことを示しているというふうに、私なんかは思うんです。そういう意味で、その段階での中国における政治システムのありようと、なんて言いますか、またナショナリズムと言っちゃいますけど、その中国における具体的な表現、提示の問題とを照らし合わせて考えることで、30年代の問題も、もう少し新しい言い方ができるんじゃないのかなというふうに思います。

それと関連して、国民党の訓政という問題がある。1930年代の日本で、いわゆるファシズム、あるいは一党独裁をめぐる議論が出てくるときに、一党独裁とは何かと言うと、ナチスであり、ソ連共産党であり、国民党なんです。国民党はそういう意味での一党独裁国家であるという捉え方は、30年代の日本で珍しくはないだろうと思うんですけども、そういうことも少し関係してくるかなと思いました。

それともう一つ、日本近代史を研究している人間にとって大事な問題は、中国における連邦制と集権制の問題です。これは日本の政治主体にとってはどういう問題になるかといえば、つまりどういう中国が都合がいいかという話ですね。非常に強力な統一政権である中国がいいのか、この立場というのは、典型的なのは北一輝だと思いますけども、そのような革命中国と日本の連帯という発想ですね。それに対して、そうではなくて適当に分裂している中国の方が都合がいいんだという考え方がある。強大にならない、しかしバラバラで列強に蚕食される中国も困るんで、適当に分裂してる中国の方がいいんだという立場ですね。坂野潤治さんなんかは、たとえば日本の参謀本部の革命派援助という発想の背景に、そういう考え方があるというふうなことを言われているわけです。だけれども現実政治の中で、そんなに都合よく適当に分裂してるということを想定するのが、本当にリアリティがあったのかなというふうに僕なんかは思うんです。

今回曾田先生のご本で、やはり日本陸軍といいますか参謀本部も、中国の政治システムのあり方に相当関心を持って、データを集めて研究しているということをおっしゃっていただいたんですけども、非常に短期的な視野での現実的な利益だけ考えている政治集団というのは僕は想定しない方がいいと思うので、日本陸軍もやはり当時の中国の政治システムのあり方をめぐる議論の枠組みの中で、ものを考えていたというふうに捉えても、それほど都合悪くないんじゃないかなというふうに思うんです。

というのは、ちょっとまた飛躍した話になるんですけど、1920年代の北伐の進行といいますか、国民革命の進展について日本陸軍がどういう展望を持っていたかという問題にもつながります。日本陸軍の内部に、国民党派というやや言い過ぎですけど、相当シンパシーを持って、国民革命は結局成功するんじゃないかというふうに思っていた人間もいるわけですね。たとえば佐々木到一という人物が、北伐が始まったころは北京の公使館付武官かなにかだったと思うんですが、彼の『ある軍人の自伝』、これは私がまだ学生のころに、竹内好さんたちがやってた中国新書の1冊として出たと思うんですけど、その自伝の中で書いてますが、当時の軍務局長小磯国昭から、「佐々木、革命はまだかね」とからかわれたと自分で言っているくらい国民党シンパなわけです。まあ済南事件の後変わっちゃうんですが、その佐々木が1927年に、『南方革命勢力の実相とその批判』という本を北京で出しています。これは「実相とその批判」で自分はどっちにも肩入れしてない、客観

的にみてるんだと言っているんだけれども、明確に北伐は成功するであろうという観点から書いている。そもそも巻頭の口絵に孫文の肖像が載っているような本です。要するに日本の政治主体の内部も複雑であって、当たり前といえば当たり前のことですが、それぞれに中国の国内政治に対する独自の判断に結びついて政治的な立場を形成していくということなんですね。ですから、中国に対するどのような評価と、そういう個々の日本の政治主体の政治的立場が結びつくかという問題を考えるときに、従来の日本近代史のアプローチというのは、やはりちょっと単純すぎたし、緻密さを欠いていたであろうというふうに思われます。

今回曾田先生がお書きになった本に分析されているような幅の、さまざまな選択肢を前提に、その問題を我々は考えていくべきじゃないかというふうに思いました。

曾田三郎

私の方は、あまり広げた話ができませんので、大正の初年あたりを輪切りにして、日本と中国の関係を見たときにどのような像が浮かび上がってくるのかといった観点から、大きな問題を2点ほど、お話ししたいと思います。

その前に、小林さんを始め、いろいろなご意見をいただきましたので、気がついた点を先に述べておきたいと思います。まずお答えする必要があるのは、始動の後どうなるのかという点なんです。私の考え方というものがなくて、水羽さんのところでも指摘されたように、中国近現代の歴史を立憲国家史あるいは憲政史というように設定してみてもどうかと提起をして、その歴史のなかで史料に基づいて論証できるのがこの時期であったというのが実際のところで、その時期が始動期にあたるということを示唆しました。その後の時期は、他の研究者がどのようにつけてくれるのか、私には分からない。もしかしらざっと始動状態のままかもしれません。それはよく分かりませんが、いずれにしても憲法論はずっと持続していきますし、また最近では中村元哉さんなどのグループの研究もあり、国民政府の時期が扱われていますので、そういう仕事が続いてくれば、もう少し明確な時期区分が定まってくるのかなとは思っています。

それから外国人顧問の問題ですが、これは有賀について直接お答えするというよりは、この問題を扱うことの意義を少し補足しておきたいと思います。外国人顧問の問題はこれまであまり研究がなくて、モリソンは有名ですけども、どうして研究をしてこなかったのか不思議なくらいなんです。

この問題について一つ重要な点は、この時期について言いますと、日本・イギリス・フランスなどから来ていますけれども、すべてが本国から直接に来ているわけではなくて、けっこうアジア経験者を選んでいるんですね。たとえば私の本のなかでかなり出てきますイギリス人のピゴットの場合で言いますと、これは明治の憲法制定に関わっている。それから名前を忘れてしまったのですが、フランス人の顧問の場合にはタイの近代化、これに関わっている。このフランス人

顧問の問題については、モリソンがある重要なことを言っています。袁世凱を支えていた秘書長の梁士詒に対してですけれども、外国人顧問の扱いについて彼に非常に不満を述べています。なぜもっと北京政府の外国人顧問を活用しないのか、あれほどタイの法制度をしっかりと作り上げていった顧問を、中国は結局放置したままにしていると言っている。でありますから、どこまでうまく活用したのか、有賀の場合もどの程度意見が取り上げられたのか、もっとしっかりと分析する必要があります。ただ逸話のようなことですが、袁世凱と直接に意見をやり取りする場面がまったくなかったわけではないようです。たとえば有賀の場合で言いますと、青柳が通訳として同行するのですけれども、袁世凱が、彼の中国語がよく分からないから、北京の公使館から通訳官を援助によこしてくれとわざわざいっています。ですからけっこう袁世凱は有賀の意見に興味があったのだらうと思うのですけれども、内容面においてどこまで活用できたのかという点は、まだ検討があるのだらうと思います。

それから小林さんが言及された『大家論叢 清国立憲問題』ですが、ここには日本史の方々もたくさんおられると思うので、若干補足をして話しておきたいと思うのですけれども、これは漢訳をされるのです。中国語に翻訳されるのです。それが中国に伝わっていく。ですから日本語で書かれたものから中国語に訳され、どのような主旨でどのように伝わっていくのか、本当はもっとしっかりと分析する必要があります。この書物だけではなくて、明治の終りから大正の初めの時期、特に法制関係の日本語の文献は大量に漢訳をされるのです。ある人の本の書評を書いて、すでに原稿を出しているのですが、その中でも書いていますが、当時の中国の新聞の広告欄を見ていただきますと、例えば商務印書館発行の図書として、早稲田大学など日本の大学の法制関係の講義書が多いのですけれども、これらの漢訳書がずらっとならんでいる。このような形で、日本の法制の整備の歴史あるいは解釈論というものが伝わっているということですね。それほど国境を越えて学問が繋がっていることを、ぜひ若い日本史の方々にも理解してほしい、関心を持ってほしいと思っています。

さて最初に申しました、輪切りにしたときにどのような像が見えてくるのかということについて、小林さんの発言にも出てきた「中華民国臨時約法」の問題についても触れてみたいと思います。まず大きな1点ですね。中華民国の建国は革命の直接的な結果であったのかどうか、これは水羽さんが少し触れられたと思うのですけれども、改めて考えてみる必要がある。もう何の問題もないことのように考えられているが、本当にそうなのか。中華民国というのは、清朝の版図を継承して藩部・満州も国土に含めて成立したわけですね。そのような国土を有する中華民国というのは、革命の直接的な結果として生まれたのかどうか、しっかりと考える必要がある。このことと関連してもう一つは、同時代、大正初期の日本人は、中国にいかなる立憲制を導入すべきであると考えたのかという問題、これは中華民国誕生過程への認識と不可分の関係にあったと思うのです。具体的には、以上二つの問題を考えることにします。

まずざっと事実関係を確認します。清朝皇帝退位の詔書が出ますが、1912年2月12日です。そこにどのような主旨が含まれていたのかといいますと、共和立憲政体への移行を清朝は承認する。その後のことは袁世凱に全権をゆだねて、臨時共和政府を樹立させて革命軍との間で統一を

協議させる。来るべき国家は、満・漢・蒙・回・藏五族を合わせた完全な領土で一大中華民国とする。これをうけて翌13日に孫文が、参議院で辞職と袁世凱の臨時大總統推薦の意思を表明。同じ日に袁世凱が共和制賛成を南京臨時政府に打電して、15日に参議院が袁世凱を臨時大總統に選出する。これが辛亥革命の最後の局面です。したがって、通常中国近代史のなかで第二革命とか第三革命といった言い方をしますけれども、これは別の問題と考えた方がよい。

ここに至るまでに、当時の日本の外交文書などで出てきます官革交渉という、清朝側と革命勢力の側との交渉、別の言い方をしますと、南北両政府の統一に向けた交渉が行われていく。ここに日本人が関わってくるわけですね。中華民国の成立を、先ほどのような過程として考えますと、12年1月1日の孫文の臨時大總統就任、3日の臨時政府成立によって中華民国が生まれたというのは、あくまでも孫文中心に考えたときにそうであるというだけのことで、現実からいうと官革交渉が終わって南北が統一をした時点が中華民国の誕生だと考えるべきだと思います。ここへ日本人が、当時のある人が、我がことのごとく中国に関わったと言っているくらいに、大挙して日本人が中国に出かけていくわけですね。だがやがて彼らは熱が冷めるのです。どの時点で熱が冷めるのかと言いますと、それは官革交渉が進展し、南北統一ができそうだというその時点で、彼らは熱がさめるのです。一斉に引き上げていくのです。後でお話をします、たとえば犬養毅などもその時に帰っていく。ということは、彼らの革命熱というのは、反満・排満といわれるような孫文の革命論が追求されていたところまでであった、ということになるだろうと思います。

そのような日本人の関わりという観点で、このシンポジウムのテーマの副題にある大正政変と辛亥革命という問題で注目すべきなのは、小林さんのところでも出た寺尾亨と副島義一ですね。彼らが実際に中国に出かけて行って、南京で「臨時約法」の起草に参加をしているのですが、まだ詳しくは分からない。このことはしっかり研究しなきゃいけない。水羽さんのところでも出た、「中華民国臨時約法」についての言及がないという点ですけれども、実はこれは多分簡単には書けないと思ったのです。書くのであればしっかり研究をする必要があるが、起草過程がよく分からない。通説的には宋教仁が書いたといわれていますけれども、証拠があるのかというと、私にはそうは思えない。彼は、法制院の総裁に就任し、寺尾と副島がその顧問になったと言われている。この2人も「臨時約法」の起草に参加している。彼らも関与できた「臨時約法」が、その後、第一次世界大戦が終わる頃までの中国の歴史で言いますと、護法あるいは法統の主張の下に中華民国統合の法制的な旗印になっていく。

それでは、この「臨時約法」の起草に関与した2人の日本人の憲法観はどういうものであったのか。今日は青柳の言論を紹介され、よく似ていてびっくりしたのですけれども、副島の憲法観に関連して、『早稲田講演』のなかで次のように言っている。政治は多数政治、国民的政治として国会を政治の中心とし、国会に勢力を持たせる。「臨時約法」はまさにそうなのです。ただここで考えてみるべきことは、例えば副島・寺尾が起草に関与したとしても、そのような憲法はそのときの中華民国にとって必要な憲法、ふさわしい憲法であるというような議論の上に作ったのかどうかという問題がある。私は、これは少し乱暴かもしれませんが、当時の憲政擁護の風潮がそのまま入り込んだのではないかと思う。『中央公論』で次のようなことが言われている。副島の憲

法解釈は民党主義の立場で、憲政擁護会で藩閥打破を叫ぶ、議論の過激なること党人の上である。要するに、日本の現実の問題をそのまま持って行ったのではないか。こういうことをしっかり考えて研究しないと、「臨時約法」の問題は簡単には取り上げられなかったということです。この点は今日も話題に出た有賀長雄、小林さんのなかで出た浮田和民、そういう人たちの言論との比較も要する重要な研究課題だと思っています。これが大きな最初の問題です。

それから2番目ですね。やがて中華民国ができ、袁世凱が大總統になる。その袁世凱大總統下の中華民国に対する日本の世論は、どういうものであったのでしょうか。第1に、南京事件の問題を少し考える必要があるかと思えます。ここで実は憲政擁護を掲げて「臨時約法」の起草にまで関わっていった人たちの意識が、かなり変わってきた。大正初期の日本社会におきましては、袁世凱大總統の下で、中華民国の統合と政治の安定、それによって領土の保全を実現していこうという言論がかなりある。おそらく山本内閣の対中国政策は、これと同一の方向にあったと考えられます。そのような世論と政策に大きな打撃を与えていくのが、今申しましたいわゆる第二革命のなかで起きた南京事件ではなかったのか。それは、布川さんの趣旨説明に出てきたナショナリズムの問題にもつながるのかもしれませんが。南京事件はご存じのように、南京防衛戦のなかにおきまして、張勳軍が日本人3人を殺害したと、大問題になっていくのですね。

ただしもうあまり時間を取っちゃいけないので、詳しくは説明しませんが、このなかには、革命支援のために南京都督府に入り込んでいた日本人もいた。南京事件をめぐって、日本の新聞は刺激的な報道をしていくのですね。ご存じのように阿部政務局長が殺害されるという事件も起きます。このようななかで、山本内閣の政策に異を唱えてこなかった言論が逆転をし、中国に対する強硬論が噴出をしていく。こうしたなかで、注目しておくべきことは、大正政変をもたらした犬養や尾崎が強硬論を担っているということです。当時北京にいましたモリソンには、そのような日本社会は異常な姿に映ったのですね。このような憲政擁護と対外強硬という問題を、一体として我々はどのように理解したらよいのか。それはジャーナリズムの問題でもあるのですけれども、犬養・尾崎らが山本内閣に対中国強硬策を、南京事件をきっかけに主張していくわけですね。ただし彼らには、袁世凱大總統下の中華民国政府を否認する姿勢、こういうものが根本にはあったのだらうと思われま。犬養の場合は、最初から革命支援に向かったわけですが、尾崎についていますと、その後の第二次大隈内閣の後期ですね、加藤外相が閣外に出た後、法務大臣として反袁政策を声高に叫んだのです。そういう点で、彼らは南京事件をきっかけとして、潜在していた反袁政策を表に出していったといえる。

孫文と袁世凱という2人の人間を並べたときに、どっちが好きかといえば、今でも日本人の多くは孫文が好きなのです。でありますから、梅屋庄吉の話題もしばしば取り上げられる。袁世凱あるいはその周辺の人物を取り上げるかということ、そういうことはまずないでしょう。なぜ日本人はそれほど袁世凱が嫌いだったのか。モリソンが1917年に日本に来まして、加藤高明と会うのですけれども、そのモリソンに対して加藤は、それは日本人の価値判断から見ているからなのだと思います。どういうことなのかということ、日本人は、袁世凱の政治指導者としての能力を見るのではなく、道義的な問題を見てそれに反発する。その道義的反発の根拠は何なのか。戊戌の

年に光緒帝を裏切った、それから辛亥革命の時には、幼い皇帝と母親を裏切って自分が国をかすめとった、そういう道義的な評価基準から日本人は嫌っているというのです。案外にこうしたことが、日本の世論に大きな影響を与えたのかもしれませんが。

最後に、そのような世論が日本の社会で広まっているなかにおいて、違う考え方をしている人たちもいたということを、指摘しておきたいと思います。ここで取り上げたいのは、浮田和民です。彼の辛亥革命観と立憲制度論を、終わりにお話しいたします。最初に申しましたように、中華民国の誕生と国土問題というのは、もっとしっかり研究しなければなりません、このことと関係して、今も少し議論がありましたように、伊集院彦吉や宇都宮太郎は辛亥革命をきっかけにいたしまして、分割論というものを言い出すようになった。また『太陽』などの雑誌においても、分割か保全かという、非常に激しい議論が出てくるようになる。このような様相が生じてくる背後には、中国のなかにおける孫文たちの反満・排満革命論というものがあり、それがこのような議論に根拠を与えていったのではなかろうか。実際に東亜同文会から出ていました『支那』という雑誌には、そのような議論が出てきます。

このように考えてきますと、分割か保全かと言ったときに、なによりも清朝統治期の藩部や満州の問題、これをどのように認識するのかということが、焦点になってくるでしょう。その国土問題という観点から見たときに、当時藩部や満州も含めて中華民国の国土として考え、それを保全していくべきだと主張していた人々のなかで、しっかりした議論をしていると私が感じたのは浮田と末広と有賀、この3人を挙げるができるだろうと思います。この3人は中国の立憲制論という観点から言うならば、実は共通する面がある。それは袁世凱を大総統とする中華民国政府の下で、国家統合と政治の安定、これを実現していく、またそれによってこそ保全が可能になっていくのだと、そういう主張をしている点で、共通しています。

もう少し立ち入って、最後に、立憲制というキーワードに関連をさせて、浮田の議論を紹介しておきたいと思います。浮田につきましては、中国の国土について藩部や満州を除外しようとしたという研究もありますけれども、それは浮田が考えた理想的な立憲制を採用しようとした場合のことでありまして、現実の中華民国については藩部・満州を含めています。そのようになったのは、彼の考え方によると、革命が完遂されずに、統治権が袁世凱に譲渡されて南北統一ができたからだ、そのように考えている。そうであるが故に、反面で言えば、理想的な立憲制は採用できないということでもあります。となってくると、どういう事になるのかといいますと、浮田の論文の中で、次のような記述があります。「特に今日の支那は活発なる立法権よりも鞏固なる行政権を要する時期であるから、主権の所在も合議制の立法部にあるよりも単頭制の行政部にある方が内外の平和及び秩序を維持する為に必要なである」。まさに憲政擁護のなかで、日本の議論をそのまま取り入れて「臨時約法」の起草に関わった副島の主張と、対極にある立憲制論ということが出来る。こうしてみますと、私の本で注目した有賀長雄の中国立憲制論の意義というのは、改めて次のように整理することができるだろうと思います。清朝から袁世凱への統治権移転という要素を重視して、そうであるが故に、中華民国は藩部や満州を国土のなかに含み得たこと、中央政治については行政政府優位の体制樹立が必要であることを指摘した点において、有賀の議論は浮田と共通してい

る。このような有賀の議論に対して、『順天時報』という新聞で激しく批判したのが、副島であります。そのような関係にあるわけです。ただ有賀が浮田と異なる点は、中国における地方政治の独自の重要性、これを発見したことだろうと思います。そこがやはり具体的に中国と接点を持ちえた有賀と、まったく文字の上でしか検討しなかった浮田との違いだったのでしょうか。藩部や満州はもとより、多様な社会を組み込んだ中華民国にとって、地方の発達を図るためには、その自由度を高める必要がある。だから有賀は省制を温存すべきだと考えたし、内務行政に限定した上で、地方については、議会を重視した制度、これを樹立しようとした。そのような現実に合わせて省制度論を作り出し得たのではないかと思います。以上です。